

大鹿村村民意見公募手続に関する指針

(目的)

第1 この指針は、村民意見の公募手続に関し基本的な事項を定めることにより、村民の村政への積極的で幅広い参加の機会を確保するとともに、村の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を目的とする。

(定義)

第2 この指針において「村民意見公募手続」とは、村の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表して村民の意見を募集し、提出された意見を考慮して当該立案に係る意思決定を行うとともに、村民の意見に対する村の考え方を公表する一連の手続をいう。

(対象)

第3 村民意見公募手続の対象は、次の各号に掲げる計画等（以下「計画等」という。）の策定若しくは制定、改定若しくは改正又は廃止とする。ただし、計画等の改定又は改正で軽微なものその他公募手続を要しないと判断したものを除く。

- (1) 村の基本構想及び村政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画及び条例
- (2) 大規模施設等の建設に係る事業計画
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本手続が必要であると村が認めるもの

(公募時期及び公表資料)

第4 村は、計画等の立案をしようとするときは、あらかじめ、適当と認める時期に計画等の案を公表し、広く村民から意見を募集するものとする。

2 本手続は、立案段階に応じて複数回実施することを妨げない。

3 計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料のうちから必要と認めるものを併せて公表するものとする。

- (1) 当該計画等を作成する趣旨、目的及び背景
- (2) 当該計画等の案の概要
- (3) 当該計画等の案に関連する必要な資料

(公表の方法)

第5 実施機関は、公表しようとする計画等の案及び第4の3の各号に掲げる資料（以下「案等」という。）を村のホームページに掲載するとともに、必要と認める場所に備え置き公表するものとする。ただし、公表する内容が相当量に及ぶ場合、村のホームページの掲載については、計画等の案の概要及び案等の公表方法を掲載することをもって代えることができる。

2 村は、前項の規定によるほか、必要に応じ適当な方法により当該計画等の案等について村民への周知を図るよう努めるものとする。

(意見の募集)

第6 村は、意見の募集期間及び意見の提出方法を定め、当該計画等の案等を公表し意見を募集する際に明示するものとする。

2 意見の募集期間は、村民が計画等の案についての意見を提出するために要する期間等を考慮して定めるものとする。

3 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ及び電子メールその他村が定める方法とする。

4 意見の提出に際して記載を求める事項は、村民の氏名、住所等連絡先その他村が定める事項とし、個人情報の記載を求める場合にあっては、当該個人情報を他の目的に利用しない旨を、村民の氏名等の記載を必ずしも求めない場合にあっては、その旨を明示するものとする。

5 村は、当該計画等の案等についての意見を提出した村民の氏名、名称その他の提出者が特定されることとなる情報を公表する場合には、当該計画等の案等を公表し意見を募集する際に明示するものとする。

(意見の取扱い及び公表)

第7 村は、第6の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定等を行うものとする。

2 村は、前項の規定により計画等の策定等をしたときは、提出された意見又は意見の概要及びこれらに対する村の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、村の考え方を公表しないことができるものとする。

3 提出された意見及び情報のうち、公表することにより提出者又は第三者の権利利益を侵害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

(他の制度等との調整)

第8 計画等の立案に関し手続が法令等で定められている場合及び村において計画等の案に関しこの指針に類する手続を経て策定した報告、答申等に基づき村が計画等を策定する場合は、この指針は適用しない。

(一覧の作成)

第9 村は、この指針による手続を行っている計画等の一覧を作成し、村ホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第10 この指針に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和2年1月31日から施行する。